学生の皆様 保護者の皆様 地域の皆様

> 清泉女学院大学 清泉女学院短期大学 新型コロナウイルス危機対策本部

新型コロナウイルス感染拡大に伴う 「清泉女学院大学・清泉女学院短期大学活動制限」について

8月16日、長野県より、長野圏域の長野市等の新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル5への引き上げが発出されました。それを受け、本学では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を鑑み、下記のとおり清泉女学院大学・清泉女学院短期大学の活動を制限します。

この活動制限は、8月23日(月)より長野圏域のうち長野市の感染警戒レベル5がレベル4に引き下げられるまでを目安として実施いたします。

記

- 1. 感染防止対策の確実な実施
 - ①手洗い、手指消毒の実施
 - ②マスク着用
 - ③身体的距離の確保
 - ④密集、密接、密閉の回避
 - ⑤健康チェックの実施
- 2. 授業は遠隔授業のみとする
- 3. 学内入構禁止(学生・取引先)
- 4. 課外活動(部活動、ボランティア活動等)の禁止
- 5. 図書館の閉館
- 6. 留学・海外研修の禁止
- 7. 施設貸出の禁止
- 8. 不要不急の外出を控える

授業に関する事項、証明書等発行に関する事項、就職に関する事項、相談等に関する事項、 そのほか急を要する事項等については、事務局担当部署、担任又はメンターにご相談ください。

なお、授業・実習については、授業・実習担当者及び教務学生部の指示に従ってください。